

第67回岡山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 議事概要

1 日 時：令和5年4月26日（水） 15時～15時30分

2 場 所：本庁3階 第三会議室

3 出席者：資料席次表参照

4 議事概要

[市長]

これから第67回目となる本部会議を開催する。

岡山市の本日の新規感染者は63名。新規感染者数はこの一か月程度、一日30人前後で推移している。

令和5年5月8日から5類感染症へ移行される。

本日は、5月8日以降の対応について協議を行うため、みなさんに集まってもらった。

各局室の対応状況を報告願う。

(1) 新型コロナウイルス感染状況等について【保健福祉局】

[感染症対策担当局長]

・令和4年1月以降の感染者の推移

感染者は1月をピークに減少し3月中旬から横ばい、1週間平均の感染者は35.6人。感染者数は低めに推移しているが各年代で、感染者が発生している状況です。

・感染症法上の位置づけが変わる5月8日以降の対応

①発熱など症状のあるとき

これまでどおり重症化リスクの高い方はかかりつけの医療機関に事前に連絡した上で受診し、症状や重症化リスクに応じて、医療機関の受診を検討してください。

保健所からの受診調整や陽性者・濃厚接触者の行動制限や外出自粛要請はなくなります。

陽性者の方には、発症から5日間かつ症状軽快24時間経過まで外出を控えることを推奨するとともに、10日間が経過するまではマスクの着用などの配慮をお願いします。

保健所からの「濃厚接触者」の特定はありませんが、家族が感染した場合は、自身で感染予防や体調に注意するとともに体調が悪いときには無理せず外出を控えてください。

②検査や入院等にかかる費用

医療機関を受診した場合、インフルエンザなど他の感染症と同じ様に検査や診断、処方などの医療費に自己負担が発生するが、9月末までは高額なコロナ治療薬の薬剤費や入院医療費について軽減措置を行います。

③症状があるときや、療養中の相談先

保健所では、症状が出たときや療養中の体調急変時の相談電話を引続き設置し、24時間体制で市民の皆さんの相談に応じます。

平日 9 時～17 時 新型コロナ受信相談センター 086-803-1360

上記以外の時間 夜間・休日健康相談窓口 086-226-7073

④後遺症

ひとりで悩まず、医療機関で相談してください。

⑤感染状況など市民への情報発信

他の感染症と同じく週 1 回、市内の定点医療機関で把握した件数を感染症発生動向として情報を発信します。

⑥高齢者施設等への支援

重症化リスクの高い方が多い高齢者施設等には、引続き抗原検査キットの配布による頻回検査や保健所による感染対策指導を継続する。施設へのコロナの持ち込み防止や、早期発見に役立ててください。

今後、自主的な取組が基本となり、「基本的な対処方針」や「業種別ガイドライン」などは廃止される。「感染対策上の必要性」「経済的・社会的合理性」「持続可能性」を考慮し、基本的な感染対策を実施の要否をご判断ください。

変異株の出現や感染拡大が起きた場合は、マスクの着用など感染対策強化を呼びかけることもあり、その際にご協力をお願いします。

・ワクチン接種について

5月8日から開始する令和5年春開始接種における岡山市の方針について説明します。接種期間は5月8日から8月末で、接種対象者は65歳以上の高齢者、5歳から64歳で基礎疾患を有する方、重症化リスクが高いと医師が判断した方、重症化リスクのある方と接する機会の多い、医療従事者や高齢者施設等の従事者等です。

接種券は、春開始接種の対象者がどうかを問わず、「5歳以上でオミクロン株対応ワクチンを接種済み、かつ接種から3か月経過した者」を対象に、5月8日から順次送付します。

春開始接種の対象とならない方は、秋開始接種で使用していただく予定ですので、大事に保管してください。

昨年秋から実施しているオミクロン株対応ワクチン接種がまだの方は、送付済みの接種券の使用が可能です。

春開始接種の接種対象となる方で接種券を紛失している方は、再発行の手続きを行ってください。

ワクチンは、ファイザー社及びモデルナ社のオミクロン株対応ワクチンと武田社製のノババックスで、接種場所は市内約360医療機関で実施します。

かかりつけ医がないなど接種場所をお探しの方は、コールセンターにご相談ください。

市民への周知は、令和5年度ワクチン接種のご案内リーフレットを全戸へ配布します。

9月からの秋開始接種は、国において検討中のため、詳細が決まり次第お知らせします。

令和5年度のワクチン接種は「重症化予防」を目的としており、高齢者や基礎疾患をお持ちの方等、春開始接種の対象となる方は、積極的な接種をお願いします。

(2) 4月1日以降の学校教育活動について【教育委員会】

[教育長]

5類移行に伴い、学級閉鎖の基準をインフルエンザと同様にすることを予定しています。

これまでのコロナでは、学級で1人が陽性になっても、一定の基準により、市教委・保健所と協議して学級閉鎖を行っていたが、今後は、学級で複数人が陽性になり、他にも体調不良の子どもがいて、感染が広がる可能性がある時に、学校医と相談し、校長が学級閉鎖を判断することになります。

毎日の検温等を記入した健康観察記録表の提出を不要にすることを予定しています。

感染症対策や出席停止の取扱等の詳細は、今後の学校保健安全法施行規則改正や文部科学省が発出する方針を踏まえ、対応を決定し、学校へ早急に通知する。保護者へは連絡ツール「LINE」や広報連絡を行うことで、広く市民にも周知します。

長期間のコロナ禍によって、マスク着用で表情が見えにくい状況が続いたこと、他者との触れ合いや体験等の機会が減少したことで、自分の気持ちや考えを表現することに消極的な面が見られること、他者との関わりに不安や戸惑いを感じる子どももいることに配慮しながら、教育活動を行っていきます。

また、マスクの着用の有無による差別・偏見がないよう、引き続き指導していきます。

[市長]

文部科学省の方針はいつ頃発せられるのか。

[教育長]

今週金曜日(4月28日)ぐらいではないかと考えており、そうなると5月1日には学校へ通知しないといけないと思っています。

[市長]

わかりました。保護者の方も気にしていますので、丁寧な情報発信をお願いします。

[教育長]

わかりました。

(3) 保育料等の減免措置の終了について【岡山っ子育成局】

[岡山っ子育成局次長]

現在、保育園と認定こども園で、臨時休園や、児童の感染、濃厚接触により欠席した場合に、保育料については日割りで還付、副食費については1か月のうちの6日以上欠席した場合に半額を減免しているが、5月8日から新型コロナウイルスが5類に移行することに伴い、4月1日以降、市独自で継続している減免措置を終了します。

現在は、児童の感染、濃厚接触等により欠席した場合に、利用料については、市立クラブでは日割りで減免、運営委員会等のクラブでは日割りで還付、またおやつ代については、市立クラブでは日割りで減免、運営委員会等のクラブでは、クラブごとに実費徴収や、還付するなどの取扱いを行っているが、保育料など同様に、現在行っている減免措置等を終了します。

(4) 5月8日以降の市職員のマスク着用等について【総務局】

[総務局長]

①市職員のマスク着用について

5月8日以降は窓口業務や相談業務に従事する職員に対するマスク着用の「推奨」は終了します。

重症化リスクの高い来庁者等に感染させない配慮や職員自身の健康管理に引き続き留意しながら、業務を行います。

今後、感染拡大が起きた場合は、マスク着用など必要な対応を検討します。

②市職員の休暇の取り扱いについて

職員が感染又は濃厚接触者となった場合は、特別休暇を適用していたが、5類引き下げ以降は原則、季節性インフルエンザと同様の取扱いとします。(年休対応)

症状がある職員については、これまで同様、出勤を控え、速やかに医療機関への受診を勧奨します。

③市役所自らの取組について

従来から取り組んでいた、早出・遅出による時差出勤やテレワーク、リモートによる職員研修、ウェブ会議などは、コロナ禍でより大きく進んでいる。業務効率化や多様で柔軟な働き方につながることから、引き続き実施していきます。

5 本部長まとめ

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけは、5月8日から、5類となる。法律に基づいた行政の様々な関与の形から、個人の選択を尊重し、自主的な取り組みへと変わる。これに伴い、保健所による受診調整等の関与も終了。

症状が出た方で重症化リスクの高い方は、これまでどおり、かかりつけの医療機関に事前に電話をした上で受診をお願いしたい。なお、発症後5日間は外出を控えることが推奨されており、10日間が経過するまではマスクの着用など、周囲へうつさない配慮をお願いしたい。

市では、症状や療養に関する問合せ先として、引き続き「新型コロナ受診相談センター」を開設し、市民の皆さんの不安に寄り添いながら対応していく。

また、重症化リスクの高い方が多く生活されている、高齢者施設に対しても、検査キットの配布や保健所による相談・支援を継続する。5類になってもウイルス自体はなくなる。市民の皆さんには、流行状況や場面に応じ、適切な感染対策をお願いしたい。

岡山市における令和5年度オミクロン株対応ワクチンの春開始接種を5月8日から開始する。接種対象者は、「①65歳以上の高齢者、②5歳～64歳で基礎疾患を有する者や重症化リスクが高いと医師が判断した方、③医療、高齢者・障害者施設従事者等の重症化リスクのある者と接する機会の多い者」とする。

接種券は、「5歳以上でオミクロン株対応ワクチンを接種済み、かつ接種から3か月経過した者」を対象に5月8日から順次送付する。

市民の皆様へは、春開始接種に合わせて、「ワクチン接種のご案内リーフレット」の全戸配布を行う。接種場所は、市内約360の医療機関。かかりつけ医等に相談のうえ接種をお願いしたい。

5類移行に伴い、これまで一定の基準により学級閉鎖を判断していたものを、インフルエンザ同様に判断することや、毎日の検温等を記入した健康観察記録表の提出を不要にすることを予定。

感染症対策や出席停止の取扱等の詳細については、今後、文部科学省が発出する方針を踏まえて、対応を決定し、広く市民へ周知する。

保育園や認定こども園、放課後児童クラブの保育料や利用料、副食費などについて、現在行っている減免措置は、5月7日をもって終了する。

市職員のマスク着用についてですが、5月8日以降は窓口業務や相談業務に従事する職員に対するマスク着用の「推奨」は終了する。

岡山市では、今後も新型コロナウイルスの感染状況は注視しつつ、長引くコロナ禍で落ち込んだ社会経済活動の回復に向け、必要な支援を行っていく。

第67回岡山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日 時：令和5年4月26日（水）

15時～15時30分

場 所：本庁3階 第三会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

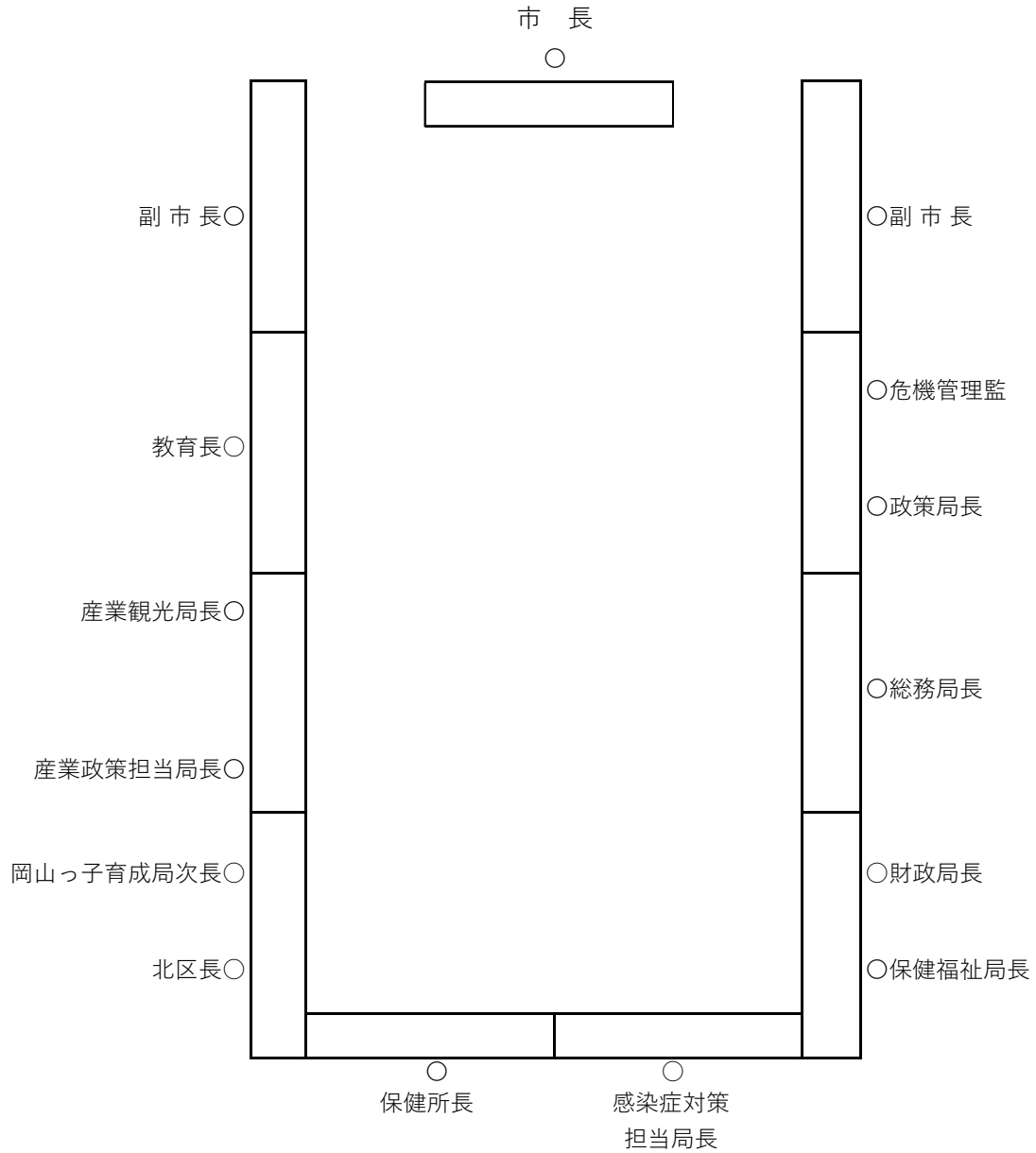
（1）現時点における対応状況等について担当局から報告

- ① 保健福祉局
- ② 教育委員会
- ③ 岡山っ子育成局
- ④ 総務局

（2）その他

3 閉 会

第67回 岡山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議
配席図（R6.4.26）



保健管理課長 保健政策担当部長 危機管理室長

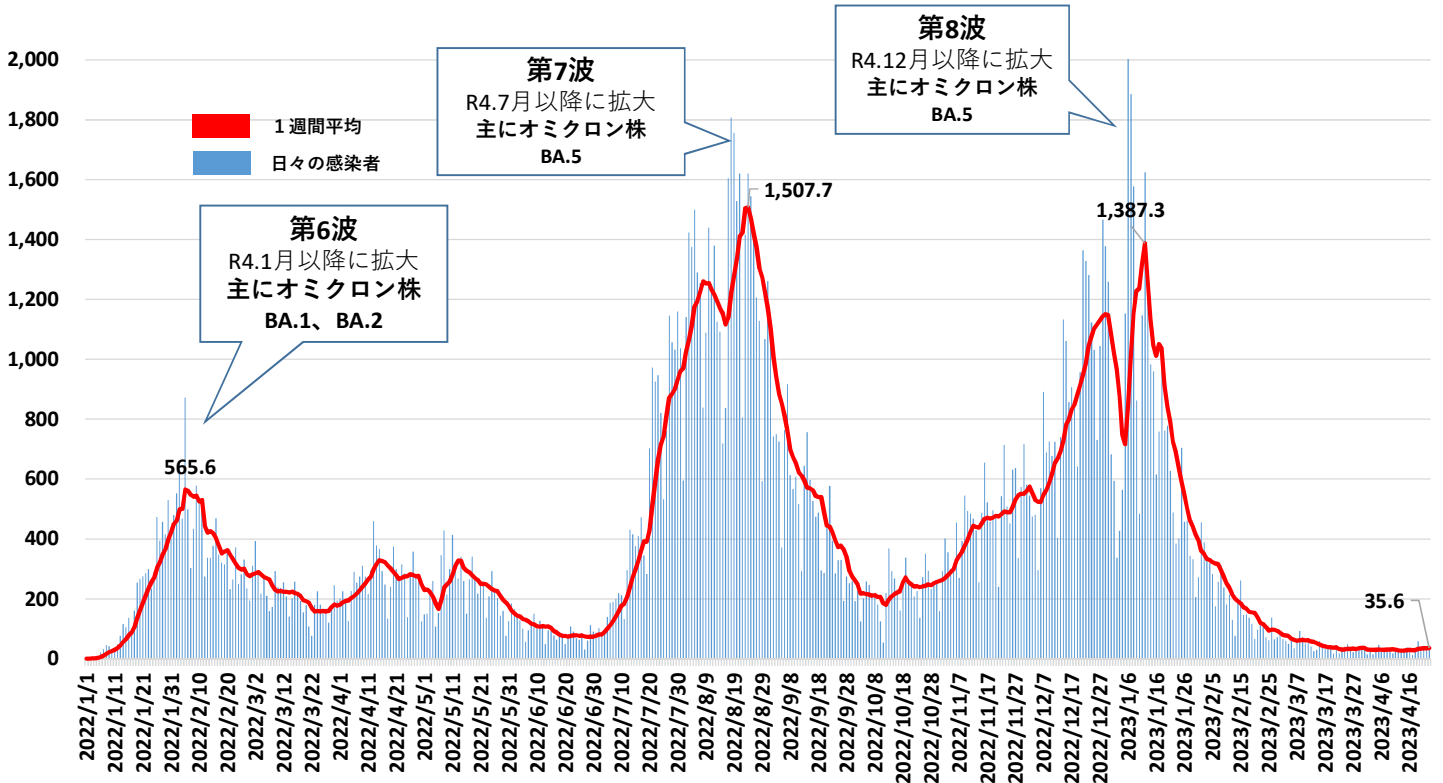
保健管理課 保健福祉局 危機管理室

(報 道)

令和4年1月以降の感染者数の推移 <発表日別>

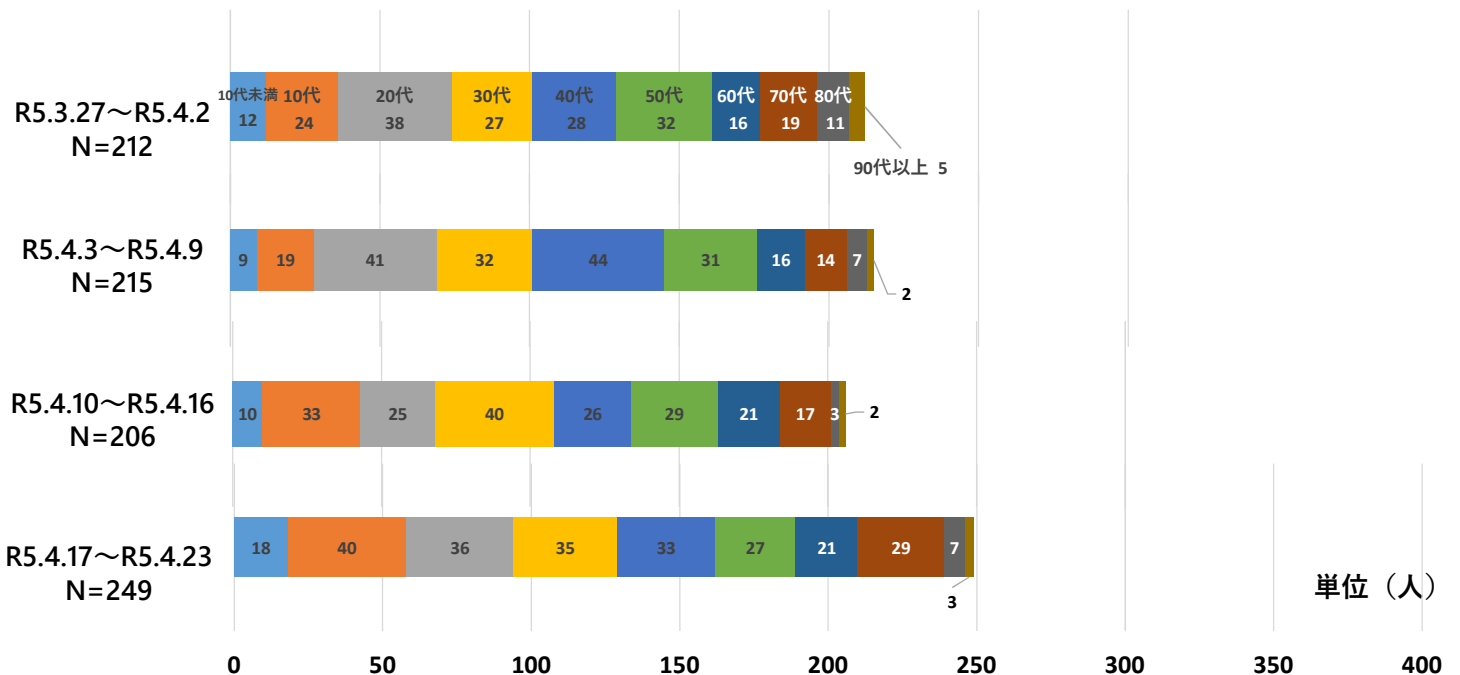
(人)

※令和4年9月27日以降は、岡山市保健所管内の医療機関からの発生報告数 R5.4.24現在



1週間毎の感染者の年代の比較

感染者数は低めに推移していますが、どの年代でも感染が発生しています。



新型コロナウイルス感染症 5月8日以降の対応

1 発熱などの症状があるとき

- 重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患をお持ちの方、妊婦、小学生以下）
⇒ かかりつけの医療機関に、事前に連絡したうえで受診しましょう
- 重症化リスクの低い方（上記以外の方）
⇒ 必要に応じて抗原検査キットで自己検査しましょう
- ※ 保健所による入院・受診調整は終了します
- ※ 陽性者・濃厚接触者の行動制限は終了します
- ※ 体調が悪いときには、外出を控えましょう

2 検査や入院等にかかる費用

- 他の疾病と同様に、入院・外来とも医療費（検査費用を含む。窓口負担割合 1～3割）や食事代の負担が発生します
- ただし、9月末までの経過措置として
 - ① 入院・外来とも新型コロナウイルス感染症治療薬の薬剤費は無料
 - ② 入院医療費は、高額療養費制度の自己負担限度額から、原則2万円を減額
- 保健所による配食サービスは終了します。

3 症状があるときや、療養中の相談先

- 新型コロナ受診相談センター 086-803-1360 平日 9時～17時
- 夜間・休日健康相談窓口 086-226-7073 上記以外の日及び時間

4 後遺症の治療

- ひとりで悩まず、早めにかかりつけ医又はお近くの医療機関で相談を（従来どおり）

5 感染状況など、市民への情報発信

- 市内の感染動向を発表予定（週1回）

6 高齢者施設等への支援

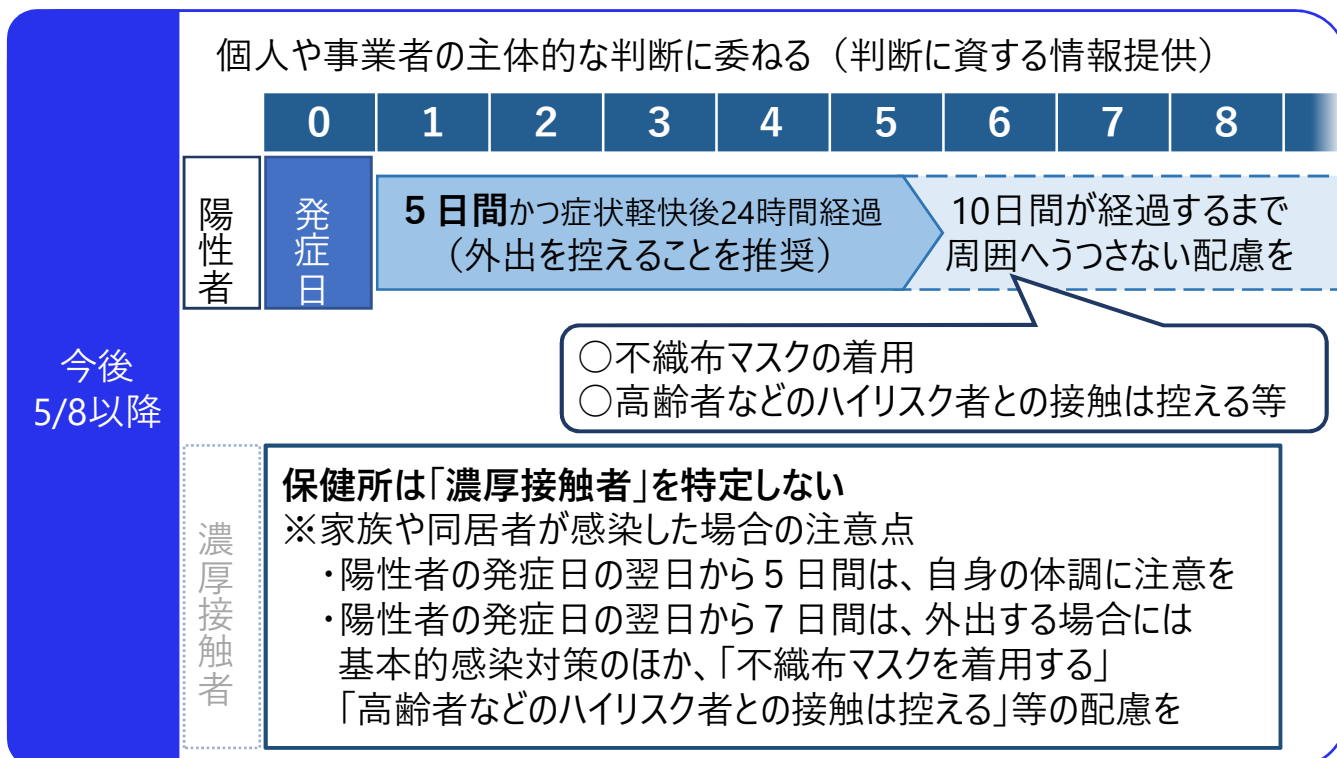
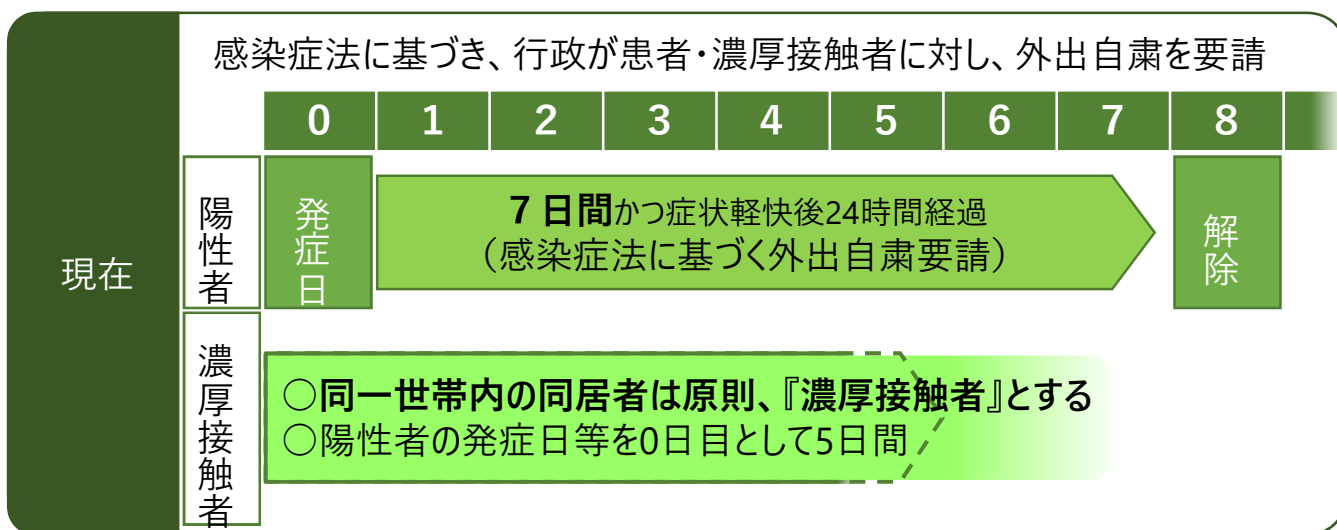
- 当面の間、抗原定性検査キットを配布し、頻回検査を継続します
- 保健所は、患者発生時の施設に対する感染対策等の相談・支援を継続します

療養期間の考え方

1 新型コロナウイルス感染症の感染リスク

- 発症 2 日前から発症後 7 ～ 1 0 日間は感染性ウイルスを排出している
- 特に発症後 5 日間は他人に感染させるリスクが高い

2 療養期間の考え方



※ 医療機関や高齢者施設等においては、こうした情報を参考に従事者の就業制限を考慮

基本的感染対策に関する国の考え方

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的な感染対策の考え方について」（令和5年3月31日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）の概要

現在

- 法律に基づき行政が様々な陽性・関与をしていく仕組み
- 新型インフル特措法に基づく基本的対処方針による求め
 - 事業者による業種別ガイドラインの作成

今後
5/8以降

- 個人の選択を尊重し、自主的な取り組みをベースとしたもの
- 行政による感染症法に基づく情報提供（基本的対処方針は廃止）
 - 事業者の判断、自主的な取組（業種別ガイドラインは廃止）

【情報提供の内容】

① 基本的感染対策

基本的感染対策	今後の考え方
マスクの着用	個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本。 一定の場合にはマスク着用を推奨。
手洗い等の手指衛生	一律に求めることはしないが、基本的感染対策として引き続き有効
換気	
「三つの密の回避」 人と人との距離の確保	一律に求めることはしないが、重症化リスクの高い人は ○換気の悪い場所 ○不特定多数の人がいる混雑した場所 ○近接した会話 を避けることが有効。 (避けられない場合はマスク着用が有効)

② 個人や事業者が実施する場合の考え方

以下の観点を検討して、個人や事業者において実施の要否を判断する

感染対策上の
必要性（効果）



経済的・社会的
合理性



持続可能性

※ 特に感染対策が求められる医療機関や高齢者施設等については、引き続き国から提示・周知される感染対策を実施いただく

岡山市の令和5年春開始追加接種（3回目以降）について

令和5年4月26日
第67回新型コロナウイルス
感染症対策本部会議資料
保健福祉社局

<春開始接種>

(1) 接種期間：令和5年5月8日～8月末

(2) 接種対象者：①65歳以上の高齢者

②5歳～64歳で基礎疾患を有する者や重症化リスクが高いと医師が判断した者

③重症化リスクのある者と接する機会の多い者（医療、高齢者・障害者施設従事者等）

(3) 接種券：5歳以上でオミクロン株対応ワクチンを接種済みかつ接種から3か月経過した者を対象に順次送付。

※令和4年秋接種でオミクロン株対応ワクチン未接種者については、送付済みの接種券を使用するため、今回は送付しない。

前回接種時期	接種券発送時期	送付数
令和4年11月23日まで	令和5年5月8日（月）	9.6万人
令和4年11月24日～12月17日まで	令和5年5月16日（火）	9.3万人
令和4年12月18日～2月23日まで	令和5年5月23日（火）	9.3万人

※以後、原則毎週火曜日発送

(4) 使用するワクチン：・ファイザー社製オミクロン株対応ワクチン（BA.1、BA.4-5）

・モデルナ社製オミクロン株対応ワクチン（BA.4-5）

・ノババックス（事情によりm-RNA（ファイザー社製・モデルナ社製）ワクチンが使用できない者等）

(5) 接種場所：市内約360医療機関で実施。

※市コールセンターにて接種場所や予約の空き状況等をご案内。

(6) 予約方法等：5月8日（月）から予約を開始。方法はインターネット、コールセンター、医療機関に直接のいずれか。

(7) 市民への周知：リーフレットの全戸配布及び市のホームページ・公式SNSや駅南地下道のデジタルサイネージによる周知を実施

<秋開始接種> ※使用するワクチンの種類等、詳細については国により検討中。

●接種期間：令和5年9月～12月

●接種対象者：5歳以上で前回接種から3か月経過した全ての方。

●接種券：春開始接種で接種した者へは、9月以降に接種から3か月経過した者を対象に順次送付。

5月8日以降、5類移行後の学校における主な対応について

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴う、5月8日以降の学校における主な対応については、以下のとおりとする。

1 学校における主な対応について

	令和5年4月1日以降	令和5年5月8日以降
マスク着用	着用を求めないことを基本	<ul style="list-style-type: none"> ・学級閉鎖の判断基準や健康観察記録表の提出等は、インフルエンザ同様の対応を予定 ・感染症対策や出席停止の取扱等の詳細については、今後、文部科学省が発出する方針を踏まえて、対応を決定し、各学校へ周知
基本的感染症対策	「3つの密」回避・換気等	
活動場面ごとの 感染症対策 各教科等、学校行事、 部活動、給食等	あらゆる活動について実施 密集時、大声での会話を控える等	
出席停止	感染者、濃厚接触者 有症状・感染不安等で欠席	
学級閉鎖	基準を設定して実施	
健康観察	健康観察記録表の提出	

2 留意事項

- ・長期間のコロナ禍によって、マスク着用で表情が見えにくい状況が続いたことや、他者との触れ合いや体験等の機会が減少したことで、自分の気持ちや考えを表現することに消極的な面が見られることや、他者との関わりに不安や戸惑いを感じる子どももいることに配慮しながら教育活動を行う。
- ・マスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう、引き続き指導する。

減免措置等の終了について

1 保育園、認定こども園等について

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、5月7日をもって、保育園等の欠席による保育料等の減免措置を終了する。

- ・ 減免措置の終了日 令和5年5月7日
- ・ 対象の施設 保育園、認定こども園等
- ・ 対象の種別 保育料（3歳未満児）、副食費（3歳以上児）

	令和5年5月7日まで	令和5年5月8日以降
保育料	日割り還付	減免なし
副食費	1か月のうち6日以上欠席の場合 半額減免	減免なし

2 放課後児童クラブについて

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、5月7日をもって、放課後児童クラブの欠席による利用料等の減免措置等を終了する。

- ・ 減免措置等の終了日 令和5年5月7日
- ・ 対象の施設 放課後児童クラブ
- ・ 対象の種別 利用料、おやつ代

	令和5年5月7日まで	令和5年5月8日以降
利用料	(市立) 日割り減免 (運営委員会等) 日割り還付	減免なし
おやつ代	(市立) 日割り減免 (運営委員会等) 各クラブで異なる	減免なし

5月8日以降の市職員のマスク着用等について

令和5年4月26日

市職員のマスク着用の考え方

- 基本的な考え方は、国の方針どおり = マスク着用は個人の判断
- 5月8日以降は窓口業務や相談業務に従事する職員に対する、マスク着用の「推奨」は終了する。
- なお、重症化リスクの高い来庁者等に感染させない配慮や職員自身の健康管理に引き続き留意する。

※今後、感染拡大が起きた場合は、マスク着用など必要な対応を検討する。

市職員の休暇の取扱いについて

- 新型コロナウイルス感染症に係る特別休暇の適用については、5類引き下げ以降は、原則、季節性インフルエンザと同様の取扱いとする。
- 症状がある職員については、これまで同様、出勤を控え、速やかに医療機関への受診を勧奨する。

時差出勤やテレワーク等の取扱いについて

- コロナ禍で取り組んできた早出・遅出による時差出勤やテレワーク、リモートによる職員研修、ウェブ会議などは、業務効率化や多様で柔軟な働き方を進める一助となっており、引き続き実施していく。